

13

安全保障理事会決議一五一—

(二〇〇三)(イラク多国籍軍派遣)(抄)

採 択 二〇〇三年一月二六日(全会一致)

安全保障理事会は、

同理事会の二〇〇三年五月二二日の決議一四八三(二〇〇三)及び二〇〇三年八月一四日の決議一五〇〇(二〇〇三)を含むイラクに関する従前の決議、二〇〇一年九月二八日の決議一三七三(二〇〇一)を含むテロ行為に起因する平和及び安全に対する脅威に関する従前の決議並びにその他の関連する決議を再確認し、

イラクの主権はイラクの国家に存在することを強調し、イラク国民が自由に自らの政治的将来を決定し自らの天然資源を管理する権利を再確認し、イラク人が自らを統治する日が速やかに来なければならないという決意を繰り返し述べ、このプロセスを迅速に進展させるに際し、国際的な支援、特に地域の国々、イラクの近隣諸国及び地域機関による支援の重要性を認識し、安定及び安全の状態の回復のための国際的な支援がイラク国民の福祉及びすべての関係者によるイラク国民のための作業の遂行能力にとって不可欠であることとを認識し、この観点から決議一四八三(二〇〇三)の下での加盟国の貢献を歓迎し、

イラク国民の願望を具体化する憲法起草する制憲議会の準備のため、憲法準備委員会を組織するというイラク統治評議会の決定を歓迎し、このプロセスを速やかに完了するよう要請し、

(中略)

イラクの状況は、改善されたものの、引き続き国際の平和及び安全に対する脅威を構成すると決定し、

国際連合憲章第七章の下に行動し、

一 イラクの主権及び領土保全を再確認し、その文脈において、決議一四八三(二〇〇三)において認められ、規定されている、関係国際法の下での連合暫定施政当局(当局)の特定の責任、権限及び義務の行使は、特に下記の第四項から第七項及び第一〇項の規定で定められる措置を通じて、イラク国民によって樹立される国際的に承認された代表政府が就任し、当局の責任を引き受ける時に終了する暫定的な性格のものであることを強調する。

二 イラク国民を広く代表する統治評議会の設立に対する、アラブ連盟、イスラム会議機構、国連総会及び国連教育科学文化機関のような場における国際社会の肯定的な反応を、国際的に承認された代表政府に向けた重要な一歩として歓迎する。

三 閣僚及び憲法準備委員会の任命を含め、イラク国民が自らの問題を漸進的に管理するプロセスを主導するために、イラク国民を結集するとの統治評議会による努力を支持する。

四 統治評議会及びその閣僚は、イラク暫定行政機構の主要な機関であり、国際的に承認された代表政府が樹立され、当局の責任を引き受けるまでの移行期間において、同機構が、その更なる発展を予断することなく、イラク国家の主権を体现することを決定する。

五 イラクの施政は、イラク暫定行政機構の発展組織に漸次引き継がれていくことを確認する。

六 当局に対し、この文脈において、統治の責任及び権限を実行可能な限り早急にイラク国民に返還することを要請し、また当局に対し、統治評議会及び事務総長と適切に協力の上、達成された進展について同理事会に報告するよう要請する。

七 統治評議会に対し、当局と協力し及び状況が許せば事務総長特別代表と協力して、イラクの新憲法の起草及び同憲法の下での民主的選挙の実施のため

の日程表及び計画を二〇〇三年一月二十五日までに、その検討のため、安全保障理事会に提出するよう懇請する。

八 国連は、事務総長、事務総長特別代表及び国連イラク支援ミッションを通じて行動することにより、人道支援を提供すること、イラクの経済的復興及び持続的開発のための条件を促進すること、並びに代表政府のための国家及び地方の組織を回復及び設立する努力を推進すること等により、イラクにおける重大な役割を強化すべきであることを決意する。

九 事務総長に対し、状況が許せば、二〇〇三年七月一七日の事務総長報告S/2003/715の第九八項及び第九九項の規定に示された行動方針を追求するよう要請する。

一〇 制憲議会を開催するとの統治評議会の意図を留意し、同議会の召集が主権の完全な行使への動きにおける里程碑となることを認識し、国民対話や合意形成を通じてその準備を可能な限り早急に行うことを要求し、また、事務総長特別代表に対し、同会議の召集の時点において、又は、状況が許せば、選挙手続の設立を含む政治移行過程において国連の比類のない専門知識をイラク国民に与えることを要請する。

一一 事務総長に対し、イラク統治評議会に要請された場合、国連及び関連組織の資源の利用が可能となることを確保すること、また状況が許せば、上記第七項の規定における統治評議会により提出された計画の推進を支援することを要請するとともに、この分野において専門知識を有する他の組織に対し、要請された場合、イラク統治評議会を支援するよう奨励する。

一二 事務総長に対し、本決議の下での自らの責務、並びに上記第七項の規定の下の日程表及び計画の進展及び実施について、安全保障理事会に報告するよう要請する。

- 一三 安全と安定を提供することが、上記第七項の規定において定められているような政治プロセスを成功裡に完了すること並びに国連がそのプロセス及び決議一四八三(二〇〇三)の履行に効果的に貢献できるようにするために不可欠であることを決定し、統合された司令部の下で多国籍軍に対し、日程表及び計画の実施のために必要な条件を確保する目的のものを含め、イラクにおける安全及び安定の維持に貢献するため、また、国連イラク支援ミッション、イラク統治評議会及びイラク暫定行政機構の他の機関並びに主要な人道・経済施設の安全に貢献するためあらゆる必要な措置をとる権限を与える。
- 一四 加盟国に対し、上記第一三項の規定で言及されている多国籍軍に対して、軍隊を含む支援を国連のこの権限の下に提供するよう要請する。
- 一五 同盟社会は、本決議の採択の日から一年以内に、上記第一三項の規定で言及されている多国籍軍の要件及び任務を再検討し、いずれの場合においても、上記第四項から第七項及び第一〇項の規定で言及されている政治プロセスの完了により多国籍軍の任務を終了することを決定し、また、その場合において、国際的に承認されたイラク代表政府の見解を考慮に入れても考慮する準備があることを表明する。
- 一六 決議一四八三(二〇〇三)の第四項の規定に従い、法、秩序及び安全を維持し、テロと闘う効果的なイラク警察及び治安部隊を設立することの重要性を強調し、加盟国及び国際機関及び地域機関に対し、イラク警察及び治安部隊の訓練及び装備化に貢献するよう要請する。
- 一七〜一八 略
- 一九 加盟国に対し、イラクへのテロリストの通過、テロリストのための武器及びテロリストを支援する資金供与を防止するよう要請し、この観点から、この地域の国家、特にイラクの近隣諸国の協力を強化

することの重要性を強調する。

- 二〇 加盟国及び国際金融機関に対し、経済の復興及び開発においてイラク国民を支援する努力を強化するよう訴え、それらの機関に対し、統治評議会及び適切なイラクの省庁と協力して、幅広い融資及びその他の財政援助をイラクに提供するために直ちに措置をとるよう要請する。
- 二一 加盟国並びに国際機関及び地域機関に対し、二〇〇三年一月二日から二四日のマドリードの国際支援国会議における実質的な支援表明を含め、二〇〇三年六月二日の国連技術協議において開始されたイラク復興努力を支援するよう要請する。
- 二二 加盟国及び関係機関に対し、イラクの経済基盤の復旧及び復興に必要な資源を提供することによりイラク国民の必要性を満たすことを支援するよう要請する。
- 二三 決議一四八三(二〇〇三)の第二項の規定に言及されている国際諮問監視理事会(IAMB)が優先して設立されるべきことを強調し、イラク開発基金が決議一四八三(二〇〇三)の第四項の規定に示された透明性のある方法で用いられることを繰り返し表明する。
- 二四 すべての加盟国に対し、決議一四八三(二〇〇三)の第一九項及び第二三項の規定の下での義務、特に、イラク国民の利益のために、イラク開発基金に資金その他の金融資産及び経済資源を即時に移管する義務について注意を喚起する。
- 二五 米国に対し、上記第一三項の規定で定められた多国籍軍を代表して、適切にかつ六箇月以内毎に同軍の取組及び進展について安全保障理事会に報告するよう要請する。
- 二六 この問題に引き続き関与することを決定する。